

令和5年度第2回北海道学校保健審議会 議事録

1 日 時

令和5年(2023年)10月30日(月)15時00分～16時30分

2 会 場

北海道医師会館(札幌市中央区大通6丁目6)

3 会議次第

- (1)開 会
- (2)挨拶
- (3)委員紹介
- (4)職員紹介
- (5)審議会所掌事項説明
- (6)議 題
 - ①協議事項
学校における暑さ対策について
 - ②その他
- (7)閉 会

4 資 料

- ・学校における暑さ対策について

5 出席者

- (1)委員(会長、副会長以外50音順)
 - ・山田 玲子 副会長(国立大学法人北海道教育大学札幌校 教授)
 - ・大西 良近 委員(一般社団法人北海道歯科医師会 専務理事)
 - ・小川 佳恵 委員(北海道学校給食研究協議会栄養部会 会長)
 - ・鎌田 典子 委員(北海道特別支援学校長会 副会長)
 - ・河村 克也 委員(北海道中学校長会 事務局次長)
 - ・鈴木 美和 委員(北海道養護教員会 会長)
 - ・田中 稔泰 委員(一般社団法人北海道薬剤師会常務理事)
 - ・藤村 誠 委員(北海道高等学校長協会 副会長)
 - ・三澤 祥子 委員(北海道PTA連合会 参与)
 - ・山田 健一 委員(北海道小学校長会 事務局幹事)
 - ・小板橋 司 委員(北海道町村教育委員会連合会)

(2)事務局（北海道教育庁学校教育局）

- ・指導担当局長 山城 宏一
- ・健康・体育課長 今村 隆之
- ・健康・体育課 課長補佐 増澤 由人
- ・健康・体育課 課長補佐 高野 智史
- ・健康・体育課 課長補佐 中野 超
- ・健康・体育課 主任 國見 康平

6 議事録

(1) 開 会

【事務局（増澤課長補佐）】

本日は、15名の委員に対し、11名の委員の方が出席されており、過半数を超えておりますので、北海道学校保健審議会規則第1条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。また、本審議会の公開非公開の取り扱いは、北海道情報公開条例第26条の規定により、原則公開となっております。それでは開会に当たりまして、北海道教育庁学校教育局指導担当局長の山城よりご挨拶申し上げます。

(2) 挨拶

【事務局（山城指導担当局長）】

北海道学校保健審議会の開会に当たりまして一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃より、本道における学校保健並びに学校給食の充実・発展にそれぞれのお立場から、ご尽力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。そして、本日は大変お忙しい中、本会議に、ご出席くださいましたことに、心から感謝を申し上げます。

本日は暑さ対策について、ご協議をいただくこととしております。

これまで北海道は、冷涼な気候とされてきましたが、本年度は、これまでと異なり、お盆が終わり、多くの学校で夏休みが終了し、2学期が始まった矢先に、全道各地に熱中症警戒アラートが発表されました。

地球温暖化等の影響などによって、気温の上昇傾向が年々高くなってきており、来年度以降も同様の状況が発生することを想定し、臨時休業や夏季休業期間の見直しといったソフト面と、エアコン等の整備といったハードの両面から、早急に対策を講じていく必要があります。

委員の皆様方におかれましては、本日のテーマである暑さ対策に関し、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

結びになりますが、本道の子どもたちが、心豊かにたくましく成長していくことができますよう、皆様方の変わらぬお力添えを賜りますよう、心からお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 委員紹介

<委員を50音順に紹介>

(4) 職員紹介

<事務局職員を紹介>

(5) 審議会所掌事項説明

【事務局（増澤課長補佐）】

それではこの後の進行を山田副会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【山田 玲子 副会長（国立大学法人北海道教育大学札幌校 教授）】

委員の皆様、本日は、ご苦勞様です。議事を進めるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、何かとご多忙の折、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、熱中症は命に係わる病態であり、これまで冷涼とされていた本道においても、今年8月に初めて道内全域に熱中症警戒アラートが発令され、本道が本州並みに暑くなる中、子どもたちの生命と健康を守り、充実した環境の中で教育活動を行っていくため、学校における暑さ対策が喫緊の課題となっております。

本日の審議会では、協議事項として学校における「学校における暑さ対策」について予定されております。

皆様方のご協力をいただきながら、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(6) 議 題

①協議事項

学校における暑さ対策について

【山田 玲子 副会長（国立大学法人北海道教育大学札幌校 教授）】

それでは会議次第に沿って議事を進めていきます。協議事項の学校における暑さ対策について事務局より説明をお願いします。

【事務局（今村健康・体育課長）】

それでは、今回は特に緊張感を持って説明しなければならないと考えています。今季、ものすごく暑かったということについては、皆様方、北海道民全体として理解しているところだと思います。こうした中で、学校の暑さ対策というものが、学校関係では喫緊の課題ということになってきました。こちらについてご説明をさせていただきますので、忌憚のないご意見をいただければと思っております。それでは資料に基づいて説明をいたします。

本日説明したい事項については3点ございます。本道の高温と熱中症の状況です。2つ目は学校の暑さ対策のこと、3つ目は今後の対策です。

それでは、一つ目からいききたいと思います。本道の高温と熱中症の状況についてということでございます。それではまず、地球温暖化に伴う国内の年平均気温の上昇ということで、4ページの図を見ていただきたいと思います。100年あたり1.30度の上昇割合で上昇していくということと、直近4年間がトップ4と赤字で書いてありますけれども、赤い直線をご覧いただければ、気温が上がってきているというトレンドだとおわかりいただけると思っております。特に直近4年は上で、点線が集中しているわけですが、高い状況にあるということです。

次のページにいきますと、真夏日、30℃を超える日が7月1日から9月15日までの間において、どのような状況だったのかというものを、国内の主要都市及び札幌、旭川、北見と並べてみたところでありまして。北海道は、全体として、日数については少ないとはいえ、令和5年度を見ていただきますと、全国も右上がり日数が増えて、そして上から灰色の北見、青色の札幌、赤色の旭川を見れば、令和4年度は比較的涼しかったわけですが、全体としては上がっているということがおわかりいただけるかなと思っております。後に出てきますが、令和3年度が暑かったというのは、夏休み期間が暑かったということです。令和5年度は夏休みが明

けてからも暑かったという状況になっております。

次のページに参ります。暑さ指数、環境省というところで暑さ指数を出しています。暑さ指数というのは、℃で示されていますが、湿度の関係等を一緒に組み合わせたものになっています。暑さ指数が 31℃を超えると、外での活動は原則として中止となるポーターのところになりますけれども、表を見ますと、R3からR5というところで、東京、水戸、仙台がかなり増えているわけですけれども、北海道においても上昇しているという状況が見て取れると思っただけの状況でありました。今年は8月20日から26日まで、全道で熱中症警戒アラートがでていますけれども、そのようなことも加味すると、このような状況になっているということが、トレンドとしておわかりいただけるかなと思っています。

次ページの棒グラフをご覧いただきたいと思います。令和5年度、都道府県別熱中症による救急搬送ということで、8月21日から8月27日までの1週間、総務省消防庁が統計を出しているわけですけれども、今まで考えられなかったように、北海道の前年度はほとんどいなかったものが、今年は935名ということで、一番多かった東京都の2倍以上に至っているということになっています。いかにこの期間が暑かったか、それによって、具合が悪かった人がいかに多かったということがおわかりいただけるかと思えます。日本で8月の1週間で熱中症にかかった人達が、北海道が最も多かったということです。これは今だから、このようになっていますが、一昔なら信じられないような話だと思います。そのような状況に北海道があるということでございます。

次は、簡単にいきますが、熱中症の搬送人員・北海道全体ということで、緑色は全数です。全数は平成30年度からのこの6年間で、令和5年度が一番多いということです。5月6月7月8月9月色分けになっていますが、令和5年度を見ていただきますと、8月が多かったということです。下に数字が掲載されておりますが、令和5年度についてはトータルで3,265名という形になっています。

次に教育機関ということで次のページをご覧いただきたいと思います。同じように、平成30年度は高かったですけれども、令和5年度は上がっているという状況です。数自体でいけば下の表にありますように111名ということで、平成30年度から約20名以上増えているという状況になっています。8月の33名、7月の29名を見ていただければと思います。ちなみに平成30年度4月は65名ということでございます。ここまでが、全体的なデータの話でありました。北海道が熱くなってきているということ、皆様とともに理解できるころかなと思っております。

それでは、次に学校の暑さ対策の現状についてです。公立学校施設の空調冷房設備設置状況ですが、最近この辺りはよくニュースになりますけれども、表を見ていただきますと、左側の普通教室、いわゆる普通の座学でやる教室、特別教室、例えば理科室とか音楽室、あと体育館等があります。上が北海道、下が全国で、北海道の普通教室を見ていただきますと、幼稚園48.3%、小中学校16.5%、高校は0.7%、特別支援学校6.5%となっています。これが空調設備の設置状況です。一方全国ですが、幼稚園は97.6%、小中学校は95.7%、ただ、高等学校は94.1%、特別支援学校は95.7%となっています。なお、全国の数字が100%近くない、この数字を下げているのは北海道、青森県の一部。これを除けば99%、98%となっているということです。

次に、暑さ対策に関する時系列ですが、今年、健康・体育課としては、今年の夏に熱中症を1人も出さないで乗り切っていきたいという意気込みでやってきました。

5月12日、道教委として初めてになります。熱中症対策としての危機対策マニュアルの例を全道に示し、重点取組チェックリストを作成して、見直していただくということで、通知を差し上げました。また気温が高いことが予想された時、具体的に30℃という状況でありますけれども、この場合は電子メールにより注意喚起を今季は13回行っております。

そうした中、5月18日から5月26日の期間において、十勝管内で断続的に熱中症事案が発生しました。これはニュース等にも出ています。5月18日の道立学校1名は出ていないですが、5月25日に中学校で集団発生12名ということでした。5月26日に中学校9名発生ということになります。この時は30℃を超えていませんでしたが、急に暑くなったことがあって、パタパタと具合が悪くなったという状況です。来年以降、5月の段階から暑くなってくるときに、熱中症に気を付けなければならないというアナウンスをしていかなければならないと考えています。この時も考えていました。

そして7月24日には、今年度第1回の学校保健審議会の中で、コロナウイルス対策等々もありましたけれども、熱中症対策についてもご説明を差し上げているところです。

そして、夏休みが終わり、8月21日、ここからの週が暑くなるということで、我々の方としては、暑さ指数等により危険度を把握し、体育活動の実施の可否を検討することなどについて、注意喚起を出したところです。

翌日8月22日、熱中症警戒アラートが全道各地に発令されました。その他のこともあって、ここから熱中症がまた違うフェーズに入っていくわけですが、そうした状況を踏まえて、道内で猛烈な暑さが続いているということで、次の3点について説明をいたしました。1つ目、暑さ指数等により危険度を把握し、中止を含め、体育活動の実施の可否を検討するということ。2つ目、道立学校では臨時休業や終業時間の繰り上げなどの措置が可能なので、地域や学校の実情に応じて適切に対応してくださいということ。3つ目、市町村教育委員会においては道立学校の取り扱いを参考にさせていただきたいということ、この3点について、この日に通知を差し上げたところです。この間、道教委に対して、電話やメール等により抗議が連日に渡り複数ありました。臨時休業をすべきだという話、なぜクーラーがついていないのかということなどを多数いただきました。SNSで臨時休業をするよう求める声や、エアコンを設置されていないということで、このような内容になっております。事実を申し上げております。

そして8月23日から8月25日、大変暑かったのが、26日まで続いたわけですが、臨時休業が最大で8月24日に125校、下校時間の繰り上げが8月25日で686校となりました。なお、始業時間の繰り下げが2校ありますが、これは定時制が夕方に始まりますので、その時間をさらに遅め、暑い時間を避けたということでございます。

結果として、次のページに熱中症及びその疑いによる緊急搬送件数、道内公立学校の発生状況ということですが、令和5年度37件ということで、平成30年度35件を抜いて1番となります。前年度が4件でしたので実に9倍を超えているということです。

このような状況の中、来年以降も同じような状況が見込まれる時に、何の対策も打っていないという訳にはいかないということでもあります。今後の学校の暑さ対策についてということで、説明をさせていただきたいと思っております。

学校における暑さ対策、熱中症対策について、道教委として現在考えている、今動いて検討しているものになるのが、こちらのポンチ絵ということです。

まず1つ目、熱中症警戒アラートが全道に発令されるなど、北海道の気候が変化し、本州並みの暑さとなっている。子どもたちの生命と健康を守るため、ソフトハード両面から、早急に暑さ対策、熱中症対策に取り組むとしています。大事なことは、子どもたちの命と健康を守るということです。様々な状況がありますが、ここが一番になるという思いであります。

次にソフト面の対策は可能なものから速やかに取り組むことです。ハード面は、整備完了までの期間は資金の関係もあれば工事の期間ということもありますので、整備完了までの間、簡易型クーラーの整備を検討するということがありますけれども、国の財政支援が不可欠であるということで、関係団体と連携して国に緊急要望を行うこととしています。普通にやれば何百億とかがかります。その何百億というのは、北海道教育庁全体の施策の予算は500億ほどで、やらなきゃいけない部分も含めて、数百億ですから、我々にとって見れば、非常に天文学的な数

字に近いですが、そのような状況があるということは、国の支援がないと、なかなか進めていけないこともあるということです。

それではソフト面とハード面について、後ほどまた出てきますので、簡単に触れていきたいと思えます。ソフト面の予防対策として、暑さ指数が 31℃を超えた場合には体育活動や部活動を中止とする取り扱いを徹底していきたいと思っています。

2つ目、熱中症警戒時対応ということで、熱中症警戒アラート発出時には速やかに臨時休業等決定する取扱いの徹底をしっかりしたいと思っております。熱中症対応マニュアルの改訂なども視野に入っています。その際、リモート学習も検討していかなければならないと考えております。

夏季休業の取扱い、新聞等で出ていますけれども、夏季休業の弾力的な取扱いに関する通知を発出していきたいと考えております。検討段階ですが、例えば、8月18日が始業式の学校が多かったですが、1週間程度伸ばして8月24日を始業式にする、そして延ばした時に冬休みを短縮するのか、またはしないのか。これは北海道の気候状況も考慮して対応していく必要があると考えております。

ハード上、エアコンのところに参ります。道内の空調設備の未設置数は令和4年9月1日現在で普通教室が 19,017 室、特別教室が 21,977 室と文部科学省の調査で出ています。先ほど申し上げましたが、一般財源のみで整備を行うことは非常に難しいということになって、国からの支援や利用できる補助等を最大限に活用することが不可欠であることから、補助制度の新設、国への緊急要望などを行うとしています。

右側の表は、先ほど申し上げましたが、普通教室の空調整備率であります。幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校とありますが、全国で北海道を除くと、幼稚園は 98.5%、小中学校は 99.4%、高等学校は 98.9%、特別支援学校は 100%。これに対して北海道は幼稚園 48.3%、小中学校 16.5%、高等学校 0.7%、特別支援学校 6.5%です。これまで冷涼とされてきました北海道は、こういったものが進んでいなかった状況であります。この、本州並みに暑くなってきている状況の中でどうするかといった時に、ハードの面の検討も欠かせないということだと理解しております。

そして、青いところを見ていただきたいのですが、エアコン整備が基本となりますが、相当の時間を要するため、来年度以降を見据えて緊急的に簡易型クーラーの設置も検討していかなければならないと考えております。いわゆるスポットクーラー、窓枠クーラーもありますけれども、道立高校においては、保健室にはもうすでに整備しておりますので、普段多く使っている普通教室と職員室について、整備することを踏まえて検討していけばと考えております。

次に、学校等における暑さ対策に関する緊急要望ということで、10月17日に、鈴木知事、倉本教育長、今津旭川市長、碓氷部町長が、文部科学省に行きまして、要望書を提出してきました。要望事項といたしまして、次のページになります。一言申し上げると、知事が今まで文部科学省に要望したということは、私が記憶する範囲の中では、今までなかったことでしたので、申し上げさせていただきます。

要望事項ということで、何を要望してきたかですが、1番、公立の幼稚園、小中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校は、学校施設環境改善交付金という国の補助金があるのですが、3分の1で、一部地方交付税で戻ってくることもありますが、自分たちの財源で3分の2を出さなければならないのですが、このことについて、3分の1から、例えば2分の1とかに上げていただきたいということ。そして、高等学校、中等教育学校の後期課程については、三位一体の改革があったときに、一般財源化されているということがありまして、この補助金が対象になっていないけれども、これも対象とするなど、この制度の拡充を図っていただきたいということで、公立学校中心でございます。

2番目は私立学校であります。内容は同様に、3分の1の補助になっています。交付金の名

前は違いますけれども、これを例えば2分の1とかにあげてもらいたいということを行っています。

3番目は私立保育所、認定こども園、公立の保育所等に対する内容です。

次のページに参ります。公私立の児童館、放課後児童クラブ、児童相談所、こうしたものに対する補助の引き上げなどを要望しています。これで4番目までで、およそ子どもの施設については、網羅できたと考えていて、5番目は、こうした子ども関連施設について、当面の暑さ対策に必要な機器の整備や物品の購入等に係る緊急的な財源措置を国において講じていただきたいということで、スポットクーラーとかをイメージしていますけれども、そうしたものになります。

6番目、工事着手を年内からもできるように、量的には規模がすごく多くなるので、人手不足など建設業界も厳しいですから、複数年度にわたる措置とか年度間の繰越ができるようななどの措置をお願いしたいということです。

最後の2行、冷房設備整備の進捗が不十分な自治体について優先的な措置をお願いしたいと書いてありますが、冷房施設設備の進捗が不十分な自治体は北海道のことですので、名指しは避けていますけれども、北海道に優先的な措置をお願いしたいということになっております。11月2日ごろ、国の秋の補正予算が出てくる予定です。そののち、政府においては、予算案という形で出されてきます。そうした中で、一部盛り込まれることを期待し、国の動きを注視しているところでございます。

それでは次からは、具体的な施策の検討の部分です。少し突っ込んで書いてあるところもありますので、そこはご理解いただきたいと思います。暑さ対策の案ということで、主にソフト対策ということでありまして。エアコンのところについては、先ほど申し上げた部分です。

1番目。熱中症警戒アラートに対応した臨時休業についてということです。現行は熱中症警戒アラートが発表された際に学校長の判断により、臨時休業等が可能ということになってはいますが、今後の方向性としては、例えば、あらかじめ、熱中症警戒アラートが発表された場合に、臨時休業等が決定できるよう取扱いを定めさせるということです。

次に、暑さ指数に基づく体育活動や部活動についてということで、こちらについては現行、学校において、暑さ指数を基準とした運動や各種行事等の内容の変更、中止、延期の判断基準を設定しておりますけれども、今後の方向性としては例えば、暑さ指数計により暑さ指数を把握する。そしてそれをもとに体育活動や部活動の中止、変更を行えるように取扱いを定めるということで、特に暑さ指数が31℃を超えた場合には、運動は原則中止することについての徹底を図っていききたいということです。

繰り返し申し上げることになりますが、学校教育活動は非常に大事です。しかし、子どもが亡くなるとは意味がないので、子どもたちの命を守ることを前提として、学校のカリキュラムは非常に難しいですが、そこは徹底していくということをもみんなの共通認識のもとでできていかないかということでもあります。

次は夏季休業の延長についてということです。現行は夏及び冬の休業は総日数50日で、北海道教育委員会、また、道内の市町村、佐呂間町はちょっと変えましたけれども、50日ということで、夏25日、冬25日、合わせて50日という形になってはいますが、今後の方向性の、例えば、夏季休業を近年の気象状況を考慮して、延長すること、延長にあたっては休業総日数を増やして、冬季休業期間の日数は変更しないということも考えています。ここは議論のあるところだと思います。夏は、この暑い状況からすると、休みを伸ばさなければならないのではというのが、事務局の考え方です。冬は総日数50日ということで、冬を短くするか、そのままにするかという選択肢がありますけれども、交通機関の関係でありますとか、それと様々な教育活動、民間の活動、そうしたものにも多大な影響を及ぼすのではないかとということで、据え置くということで、社会的な影響が少ないのではないかと考えています。

ただ一方で、学校のカリキュラムは年間の授業時数が決まっているので、そこをインフルエンザやコロナなどで圧迫するのではと言う声もあります。現状を申し上げますと、小中学校は相当余裕をもって時数を組んでいますので、休みが延びたとしても、そこはおおよそ飲み込める状況があります。最近働き方改革の関係もあり、年間授業時数を大幅にオーバーした分は、先生方に負担をかけるため、大幅に余剰持っているところは、それはやめるように都道府県教育委員会が指導しなさいと言っております。

もう一つは、他の都府県は、55～56 日のところが多いです。北海道が本州並みに暑くなってきたときに、北海道だけ 50 日が合っているのかのかどうかという考え方もあります。

ここまで大体お話ししましたが、次から資料 1～3 の方で細かいところを書いてありますので、論点を明らかにするために、ご説明します。

それでは資料 1 の熱中症警戒アラートに対応した臨時休業についてです。ポイントの熱中症警戒アラートが発表され、自校所在地の暑さ指数の値が 33℃以上となる見込みの場合（予報含む）は、臨時休業とすることを徹底する、ということでありです。

経過、現状については書いてありますが、暑さ指数が 33℃以上と予想された場合、気象庁の府県予報区等を単位として、前日 17 時と当日 5 時に熱中症警戒アラートが発表されます。熱中症警戒アラートの基準が暑さ指数 33℃以上であります。

問題課題点は、熱中症警戒アラートは府県予報区単位に発表されるため、道内では 8 区分になりますが、上の予報区と書いてある地域によって発表されますが、中には当該地域、市町村単位や地域単位において 33℃を超えるような場合が出てくる場合も考えられるので、対応案としては、熱中症事故防止のために、気温上昇が見込まれる際の対応として、環境省の熱中症予防情報サイトから、暑さ指数予報を確認し、管内的に熱中症警戒アラートが発表された場合には、自校所在地の値が 33℃以上になる見込みの場合は臨時休業と決定をする。臨時休業としなかった場合については暑さ指数により計測をして、33℃以上の場合は臨時休業や下校時間の繰り上げ等決定することを考えております。

次に資料 2 の方でございます。体育活動や部活動の対応ということですが、これは環境省の方でもうすでに暑さ指数 31℃だったら原則中心となっております。そこを踏まえて、暑さ指数計を活用した暑さ指数の把握をもとに体育活動や部活動の実施中止、変更を行えるよう取扱いを整理していきたいということです。暑さ指数 31℃の場合は運動を中止することを徹底していきたいと考えています。経過現状等は、校長は児童生徒の熱中症を予防するために、必要に応じて担当職員、教職員に指示をして、暑さ指数を用いた環境条件で評価を行うとともに、下記の表に基づいて、日常生活や運動の実施可否に関する判断を下すとなっております。暑さ指数が 31℃以上の場合は運動は原則中止、これは環境省によって示されているものであります。

課題問題点に行きますが、各学校において体育活動や部活動の中止等に係る判断基準作成が徹底されていないことです。残念なことは、現場の教職員の方々が暑さ指数を知らない方も中にはいたことが判明しています。そうすると、命を守れないということになり、そのあたりはしっかりと理解をしていただくように工夫しなければと考えています。

対応案として、暑さ指数を用いた活動場所の暑さ指数の測定と記録ということで、正確に測定するのが①です。②は教職員で共有するとともに記録を残し、データを積み重ね今後の参考とするということと、暑さ指数に基づいた体育活動、部活動については、①31℃以上の場合は運動は中止をする。②暑さ指数が 28℃以上 31℃未満の場合、危険性が高いため激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動を軽減また中止とすること。③部活動における各種大会の参加は、暑さ指数 31℃以上の場合には、中止や延期またはスポットクーラーの設置など大会主催者への熱中症対策を要請するという形にしていきたいと思っています。これは、三重県など、先行して取り組んでいますがおおよそこういう形になっているということです。

最後、資料 3、夏季休業の延長についてですが、学校長の判断により冬季休業の期間を減少